

## 地域運営組織設立支援について（素案）

### ■補助金の概要（現時点での案。今後変更の可能性あり）

名 称：「地域運営組織づくり事業補助金」（（仮））

交付対象：地区単位の検討会または設立準備会

交付金額：1地区につき●万円（年度に1回のみ。3回まで申請可能）

（例）1年目に●万円、2年目に●万円、3年目に●万円

対象経費：

#### ①地域運営組織の設立の準備（組織体制の整備、地域計画づくり）に必要な経費

番号	内容	摘要	補助率
1	ファシリテーターの旅費・謝金※	地域外からファシリテーターを招く際の旅費・謝金※	10/10
2	ワークショップの開催に係る会議費	会場使用料、備品・消耗品費、印刷製本費、郵便代、手数料等 (ワークショップの成果として作成した地域計画の印刷製本費、配布に係る費用を含む)	
3	現地視察費、研修費	先進地を視察する際の旅費・講師謝金、研修を受講する際の講師謝金	

※ ワークショップについては、設立に向けた伴走支援のメニューに入れる場合は、対象経費にしないことも考えられます。

（対象外経費）

- (1) 食糧費、賄材料費、手土産代、賞金、景品代、お茶代、お菓子代、軽食代及びこれらに準ずる経費
- (2) 政党活動、宗教活動等に要する経費
- (3) その他町長が社会通念上適当でないとした経費

#### ②地域運営組織の事務所開設のために必要な経費（1回の申請に限る）

番号	内容	摘要	補助率
1	施設改修費	集会所等既存の施設を地域運営組織の拠点とする場合の改修費	10/10
2	備品購入費	拠点とする際に必要となる備品購入費 (例：パソコン、事務机、棚、電話機器等)	

※ 1. 施設修繕費は、公民館の修繕費は対象外。

※ 2. 備品購入費は、公民館の備品は対象外（地域運営組織の備品として購入し、公民館で保管する場合は対象）。